

令和8年6月

定例教育委員会

1

6月定例会（Ⅰ）

開 催 日 時 令和8年6月5日（金） 10時00分

開 催 場 所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教 育 長 報 告

4 議 案

○ 第10号議案

長崎県立学校管理規則の一部改正について（特別支援教育課）

（特別支援教育課）

5 報 告

（Ⅰ）令和9年度県立学校職員（実習助手、寄宿舍指導員）採用選考試験について （教育人事課）

長崎県立学校管理規則の一部改正について

(提案理由)

第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第二次実施計画に基づき、令和9年4月に対馬市立厳原中学校内に県立虹の原特別支援学校対馬分教室(小・中学部)を設置し、県立虹の原特別支援学校高等部対馬分教室と併せて「県立虹の原特別支援学校対馬分校」とすることに伴い、長崎県立学校管理規則(昭和51年長崎県教育委員会規則第3号)の一部を改正しようとするものである。

(内 容)

別紙規則案のとおり

県立虹の原特別支援学校対馬分校の設置に伴い、所要の改正を行う。

(別表第1(第2条関係))

施行日：令和9年4月1日

(最終改正年月日 令和8年3月31日)

(規則案)

長崎県教育委員会規則第 号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

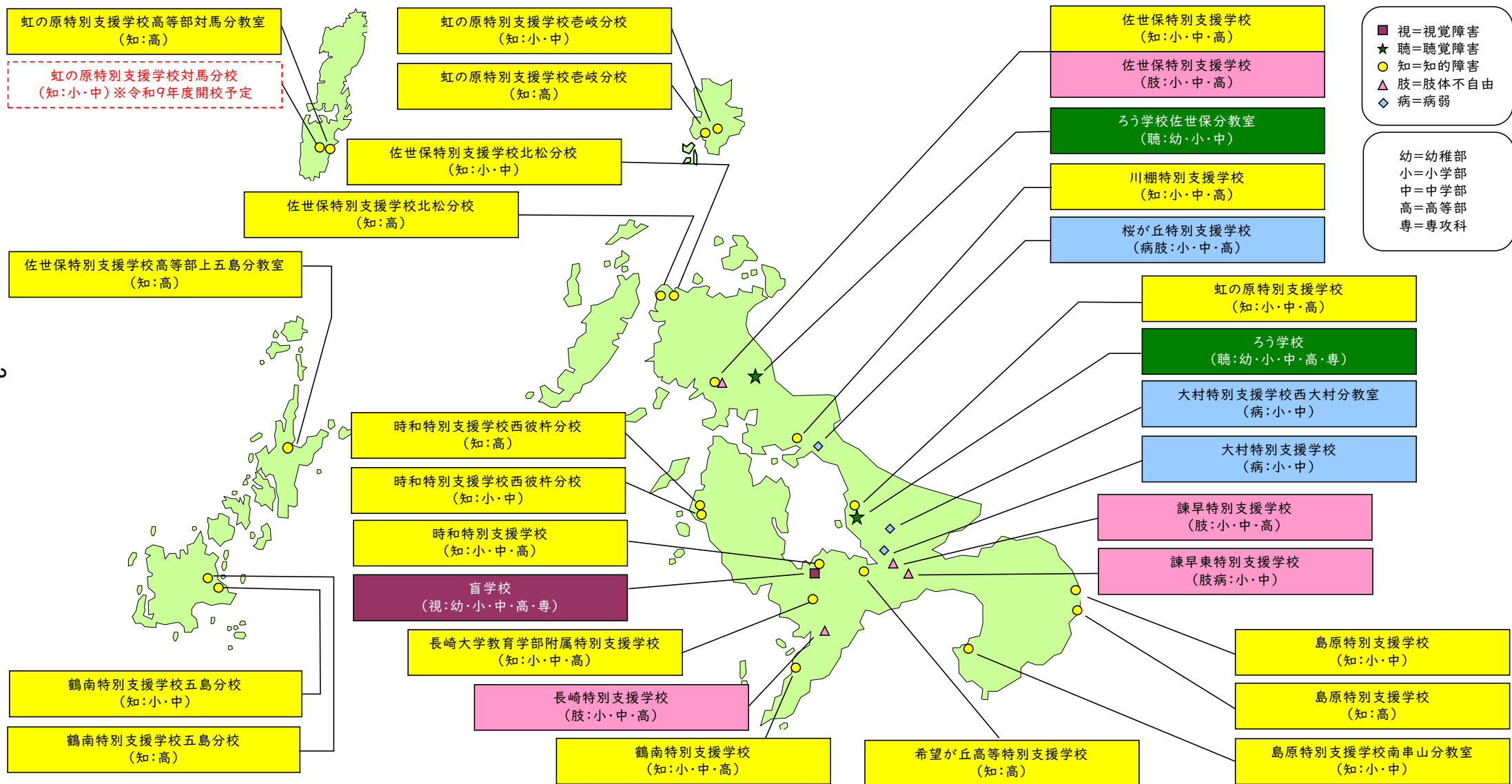
長崎県立学校管理規則（昭和 51 年長崎県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第 1 （第 2 条関係） （イ） 特別支援学校						別表第 1 （第 2 条関係） （イ） 特別支援学校					
名称	本校・分校・ 分教室	位置	障害種別	部科	学科	名称	本校・分校・ 分教室	位置	障害種別	部科	学科
略						略					
長崎県立虹の原 特別支援学校	本校	大村市	知的障害	小学部		長崎県立虹の原 特別支援学校	本校	大村市	知的障害	小学部	
				中学部						中学部	
				高等部	普通科 就業 サービス科					高等部	普通科 就業 サービス科
	壱岐分校	壱岐市	知的障害	小学部		壱岐分校	壱岐市	知的障害	小学部		
				中学部					中学部		
				高等部	普通科				高等部	普通科	
	対馬分校	対馬市	知的障害	小学部		高等部対馬分 教室	対馬市	知的障害	高等部	普通科	
				中学部							
				高等部	普通科						
略						略					

附 則
この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

長崎県の特別支援学校（令和8年度）



報 告 事 項 (1)

教 育 人 事 課

件名	令和9年度県立学校職員（実習助手、寄宿舍指導員）採用選考試験について																																													
概要	1 職 種 （1）実習助手（農業、工業（機械、電気、建築、工業化学）、特別支援） （2）寄宿舍指導員 2 募集人数及び出願資格 《A採用（障害者特別採用選考）》 <table><tr><th colspan="2">募集職種</th><th colspan="2">募集人数</th><th>対象者及び資格</th></tr><tr><td rowspan="2">実習助手</td><td>特別支援</td><td colspan="2" rowspan="2">若干名</td><td>①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者</td></tr><tr><td>工業（機械）（電気）（建築）（工業化学）</td><td>①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者 上記を満たし且つ、以下のいずれかに該当する者。 ア）募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 イ）学校、官公庁・地方公共団体その他の公的機関、民間企業等において、募集職種に関係する業務に従事した勤務経験が出願時までに通算3年以上ある者。 ※工業については、出願時に記入された希望の学科（機械・電気・建築・工業化学）の中から任用する。</td></tr></table> ※上記手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。 《B採用》 <table><tr><th colspan="2">募集職種</th><th colspan="2">募集人数</th><th>対象者及び資格</th></tr><tr><td rowspan="6">実習助手</td><td>特別支援</td><td colspan="2">1名</td><td>①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者</td></tr><tr><td>農業</td><td colspan="2">1名</td><td>①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者</td></tr><tr><td rowspan="4">工業</td><td>（機械）</td><td>1名</td><td rowspan="4">計6名</td><td rowspan="4">上記を満たし且つ、以下のいずれかに該当する者。 ア）募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 イ）学校、官公庁・地方公共団体その他の公的機関、民間企業等において、募集職種に関係する業務に従事した勤務経験が出願時までに通算3年以上ある者。 ※工業については、出願時に記入された希望の学科（機械・電気・建築・工業化学）の中から任用する。</td></tr><tr><td>（電気）</td><td>1名</td></tr><tr><td>（建築）</td><td>3名</td></tr><tr><td>（工業化学）</td><td>1名</td></tr><tr><td>寄宿舍指導員</td><td colspan="2">1名</td><td>①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者</td></tr></table>					募集職種		募集人数		対象者及び資格	実習助手	特別支援	若干名		①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者	工業（機械）（電気）（建築）（工業化学）	①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者 上記を満たし且つ、以下のいずれかに該当する者。 ア）募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 イ）学校、官公庁・地方公共団体その他の公的機関、民間企業等において、募集職種に関係する業務に従事した勤務経験が出願時までに通算3年以上ある者。 ※工業については、出願時に記入された希望の学科（機械・電気・建築・工業化学）の中から任用する。	募集職種		募集人数		対象者及び資格	実習助手	特別支援	1名		①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者	農業	1名		①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者	工業	（機械）	1名	計6名	上記を満たし且つ、以下のいずれかに該当する者。 ア）募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 イ）学校、官公庁・地方公共団体その他の公的機関、民間企業等において、募集職種に関係する業務に従事した勤務経験が出願時までに通算3年以上ある者。 ※工業については、出願時に記入された希望の学科（機械・電気・建築・工業化学）の中から任用する。	（電気）	1名	（建築）	3名	（工業化学）	1名	寄宿舍指導員	1名		①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者
募集職種		募集人数		対象者及び資格																																										
実習助手	特別支援	若干名		①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者																																										
	工業（機械）（電気）（建築）（工業化学）			①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者 上記を満たし且つ、以下のいずれかに該当する者。 ア）募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 イ）学校、官公庁・地方公共団体その他の公的機関、民間企業等において、募集職種に関係する業務に従事した勤務経験が出願時までに通算3年以上ある者。 ※工業については、出願時に記入された希望の学科（機械・電気・建築・工業化学）の中から任用する。																																										
募集職種		募集人数		対象者及び資格																																										
実習助手	特別支援	1名		①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者																																										
	農業	1名		①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者																																										
	工業	（機械）	1名	計6名	上記を満たし且つ、以下のいずれかに該当する者。 ア）募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 イ）学校、官公庁・地方公共団体その他の公的機関、民間企業等において、募集職種に関係する業務に従事した勤務経験が出願時までに通算3年以上ある者。 ※工業については、出願時に記入された希望の学科（機械・電気・建築・工業化学）の中から任用する。																																									
		（電気）	1名																																											
		（建築）	3名																																											
		（工業化学）	1名																																											
寄宿舍指導員	1名		①昭和42年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者																																											

3 出願期間

令和8年6月8日（月）～令和8年7月3日（金）

※当日消印有効 持参の場合は午後5時まで

4 第1次試験

（1）試験日時 令和8年7月11日（土）午前9時30分～

（2）試験会場 長崎県庁行政棟1階 大会議室A、B、C
（長崎市尾上町3-1）

（3）試験内容 一般教養試験

（4）合格者発表 令和8年7月31日（金）予定

5 第2次試験

（1）試験日 令和8年8月4日（火）～8月9日（日）適性検査（オンライン）
令和8年8月21日（金）

（2）試験会場 長崎県庁行政棟3階
（長崎市尾上町3-1）

（3）試験内容 ①小論文 ②個人面接

（4）合格者発表 令和8年9月4日（金）予定